

(第2面)

※ 登録番号	第96号 (令和5年4月10日)	
1.投資顧問業の種類	一般不動産投資顧問業	<input checked="" type="checkbox"/> 総合不動産投資顧問業
2.法人・個人の別	<input checked="" type="checkbox"/> 法人	個人
(ふりがな) 3.商号又は名称	あじりてい・あせつと・あどばいざーずかぶしがいしゃ アジリテイ・アセット・アドバイザーズ株式会社	
(ふりがな) 4.氏名 (法人である場合は代表者氏名)	だいひょうとりしまりやく かいほ きんじ 代表取締役 海保 欣司	
5.資本金額	金1億円	
6.役員		
(ふりがな) 氏名	役職名	常勤・非常勤の別
かいほ きんじ 海保 欣司	代表取締役	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤 非常勤
いいだ なおみち 飯田 尚通	代表取締役	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤 非常勤
たかはら ようたろう 高原 洋太郎	代表取締役	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤 非常勤
めん・へん・たん メン・ヘン・タン	取締役	常勤 <input checked="" type="checkbox"/> 非常勤
かわはら ひろゆき 川原 宏之	監査役	常勤 <input checked="" type="checkbox"/> 非常勤

(記載上の注意)

- 「※登録番号」には、記載しないこと。
- 「1.投資顧問業の種類」は、該当するものに○印を付けること。
- 「2.法人・個人の別」は、該当するものに○印を付けること。
- 「3.商号又は名称」、「4.氏名」
 - 法人は商号を「3.商号又は名称」に記載し、個人は氏名を「4.氏名」に記載すること。
 - 個人は、「3.商号又は名称」に、商号登記をしている場合はその商号を、商号登記をしていない場合は、屋号等の名称を記載することができる。
 - 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名がある場合は、「4.氏名」に()書きで併せて記載することができる。
- 「5.資本金額」には、出資総額を含む。
- 「6.役員」について、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。

(第3面)

7.第4条第1項第3号又は第4号に規定する重要な使用人

(ふりがな) 氏名 (使用人の種類)	職名	統括する業務の別
しみず みつる 清水 充 (判断業務統括者)	投資運用本部長	投資判断、助言、売買、 貸借、管理業務
ひの たけし 日野 剛	コンプライアンス・オフィサー	
かどさか かずひこ 角坂 和彦	財務企画グループ長	
計 3 名		

(記載上の注意)

- 1 第4条第1項第3号に規定する重要な使用人の種類（営業所の業務を統括する者、不動産の価値の分析又は当該分析に基づく投資判断を行う者、助言の業務を行う者、判断業務統括者等）を「氏名」に付記することとし、複数の種類に該当する場合は、その該当するすべての種類を付記すること。
- 2 「統括する業務の別」には、判断業務統括者が統括する業務の別（投資判断、売買、貸借、管理等）を記載すること。
- 3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に記載すること。

(第4面)

8.不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
本 社	平成21年 7月27日	東京都中央区新川一丁目17番18号 電話 03-3552-8878
計 1 店		

(記載上の注意)

- 1 「名称」には、主たる営業所及びその他の営業所を、それぞれ区分して記載すること。
- 2 「所在地」には、その営業所の電話番号を併せて記載すること。
- 3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

9.業務の方法

<p>1. 投資対象 当社が行う投資助言業務及び投資一任業務の対象となる不動産</p> <p>(1) 不動産の種類 主として居住用賃貸集合住宅・オフィスビル・商業施設・ホテルとする</p> <p>(2) 不動産の所在地 主として札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡各都市圏とする</p> <p>(3) 不動産の規模 主として延べ床面積100㎡以上とする</p> <p>2. 助言方法 原則として一定期間継続的な資産運用に係る助言を行う。ただし、単発的な投資助言を行う場合もある。</p> <p>3. 報酬体系</p> <p>(1) アセット・マネジメントフィー ①不動産投資総額の0.3%～1.0%(年率)または②業務純収入の3.0%～5.0%(年率)</p> <p>(2) アクイジションフィー 不動産購入金額の0.5%～1.0%</p> <p>(3) デイスポーザルフィー 不動産売却金額の0.5%～1.0%</p> <p>(4) インセンティブフィー 期待利回りを上回る場合の超過収益の20.0%～30.0%</p> <p>上記、基本的に(1)～(4)の報酬体系とする。但し、詳細は契約締結時に決定する。</p> <p>4. 報酬の支払い時期</p> <p>(1) 報酬体系(1)は、四半期毎の後払い</p> <p>(2) 報酬体系(2)～(4)は、業務完了時</p> <p>5. 匿名組合、信託及び特定目的会社等を用いる場合の方法 投資家との間で匿名組合契約を締結した特定目的会社等を投資助言契約あるいは投資一任契約の相手方とし、主として不動産信託受益権を投資対象とする。</p>

(記載上の注意)

次の各項目につき記載すること。

- 1 投資助言業務又は投資一任業務の対象となる不動産の種類(例:業務用ビル、商業施設、住宅等)、規模及び所在する地域
- 2 助言の方法(例:単発的な取引に係る助言、一定期間継続的な資産運用に係る助言等)
- 3 報酬体系
 - (1) 顧客が不動産投資顧問業者へ支払う報酬の定め方を具体的に金額を明示して記載すること。
 - (2) 会費制の場合において会費の額により助言の内容及び方法が異なる場合は、当該内容及び方法を会費額別に具体的に記載すること。
 - (3) 成功報酬体系を採る場合は、その報酬の算出方法、売買の確認方法を具体的に記載すること。
- 4 報酬の支払時期
- 5 匿名組合、信託及び特定目的会社等を用いる場合はその方法
- 6 総合不動産投資顧問業者の登録をしようとする者にあつては、不動産の運用実績の開示について、GIPS基準(資産運用会社による運用実績の公正な表示と完全な開示を確保するために定められた国際共通基準をいう。)に準拠表明をしたものである場合には、その旨

10.既に有している免許、許可又は登録

業の種類	免許等の番号	免許等の年月日
<input type="checkbox"/> 1. 金融商品取引法第29条の登録	関東財務局長（金商） 第513号	平成19年9月30日
<input type="checkbox"/> 2. 宅地建物取引業法第3条第1項の免許	東京都知事（4） 第84334号	令和2年4月9日
<input type="checkbox"/> 3. 不動産特定共同事業法第3条第1項の許可	金融庁長官・国土交通 大臣第71号	平成28年11月29日

(記載上の注意)

1から3までのうち該当するものに○印を付け、その免許等の番号、年月日を記載すること。

1 1.不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

不動産代理業・仲介業
 他に分類されない専門サービス業（第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、
 投資運用業、不動産特定共同事業）
 事業者向け貸金業

(記載上の注意)

- 1 日本標準産業分類表細分類又は定款の内容に従って記載すること。
- 2 第6条第2項第2号カの不動産投資事業については、当該事業の対象となる不動産の種類、規模及び所在する地域を記載すること。

1 2.主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

(ふりがな) 商号、名称又は氏名	保有する株式の数又は出資 の金額	割合	住 所
(あじりていー・ほーるでい んぐすかぶしきがいしゃ) アジリティー・ホール ディングス株式会社	24,500株	100%	東京都中央区新川 一丁目17番18 号

(記載上の注意)

- 1 「主要株主」とは、法人の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。
- 2 「割合」とは、保有する株式の数又は出資の金額の発行済株式の総数又は出資の総額に対する百分比をいう。
- 3 実質的に保有する株式の数又は出資の金額の多い順に記載すること。
- 4 名義を親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族）に分割している場合は、合算した株式の数又は出資の金額を「保有する株式の数又は出資の金額」に、その合算した割合を「割合」に（ ）書きで記載すること。
- 5 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第8面の次に添付すること。

13. 役員の兼職の状況

(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類 又は他に営んでいる事業の種類
いいだ なおみち 飯田 尚通	1. AAAインベストメント株式会社 代表取締役 (投資事業) 2. 株式会社飯田不動産鑑定士事務所 代表取締役 (不動産鑑定業)
たかはら ようたろう 高原 洋太郎	アジリティー・ホールディングス株式会社 副社長 (純粋持株会社)
めん・へん・たん メン・ヘン・タン	Philip Securities Pte Ltd (フィリップ証券(シンガポール)) ダイレクター(証券金融業)
かわはら ひろゆき 川原 宏之	株式会社ユウトコンサルティング 代表取締役 (他に分類されない専門サービス業)

(記載上の注意)

- 1 「常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類又は他に営んでいる事業の種類」の業務の種類又は他に営んでいる事業の種類は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。
- 2 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載してその書面を第9面の次に添付すること。